

化学物質等の危険有害性等の情報伝達について

<これまでの議論を踏まえた方向性（案）>

【ラベル表示・SDS交付による情報伝達を徹底・充実させるための取組・支援】

1 行政による取組・支援

（支援）

- 現在国が進めているモデルラベル・モデルSDSの作成（これまで3,014物質を作成）について、以下の取組を強化・充実することとし、そのための体制整備・予算措置を進めてはどうか。
 - ・ モデルラベル・モデルSDSの作成を継続して実施し、数を増やす
 - ・ すでに作成したモデルラベル・モデルSDSの内容を最新の知見に基づいて更新する
- 中小企業支援として、以下の取組を進めてはどうか。
 - ・ 化学工業等の民間企業のOB等を活用し、地域ごとに、専門人材を育成・配置し、中小企業等からの無料相談対応、助言支援等を行う体制の構築を検討する
 - ・ ラベル・SDS作成について、中小企業等からの相談に応じ、必要に応じて専門家による助言を行う支援事業を引き続き実施する
- 国が様々な既存化学物質の危険性・有害性に関する知見・情報を収集し、ウェブサイト等で積極的に公表することとしてはどうか

（周知・指導）

- メーカー、輸入業者、商社、中間卸業者を含め、ラベル表示・SDS交付について周知啓発を強化する（法令を遵守していない事業者に対しては確実に是正を図らせるとともに、是正しない場合は、当該製品を使用する事業者や労働者に注意喚起をする観点から、対象製品名等を公表するなど、指導を強化する）こととしてはどうか

【ラベル表示・SDS交付による情報伝達を徹底・充実させるための取組・支援】（続き）

2 サプライチェーンを通じた取組・支援

- 現在、日本化学工業協会で行われているサプライチェーンを通じたリスク情報の共有を促進する観点から、先進的な取組を行う企業・団体を支援する仕組み（表彰、助成など）を検討してはどうか。
- 情報伝達の効率性・確実性の確保及び負担軽減の観点から、製造メーカーから購入した化学物質を容器を変更せずにそのまま販売する場合（中間販売業者等）は、ラベルやSDSの表示・交付者氏名等は、製造メーカーのままで良いこととしてはどうか
※現行法令では、中間販売業者等の名称に書き換える必要あり

3 情報伝達を受ける側（ユーザー）の取組

- 化学物質を購入等した場合に、ラベルやSDSが添付されていない場合は、必ず販売元に問い合わせる、不明点がある場合は説明を求めるなどの行動を取ることを、リスクアセスメントの一環として明確に位置づけてはどうか。
- 一般消費者向けの製品であっても、ラベル表示・SDS交付義務対象物質を含むものを業務用を使用する場合は、事業者（ユーザー）は販売元にラベル表示・SDS交付を求めることができるとし、販売者（メーカー等）は、業務用として求めがあった場合は、ラベル表示・SDS交付を行わなければならないこととしてはどうか。

【ラベル表示・SDS交付の充実】

1 対象物質

- ラベル表示・SDS交付の対象とする物質については、以下の現状等を踏まえ、法令で義務対象とする物質を拡大することとしてはどうか。
 - ・ 各事業場において、化学物質のばく露防止対策を講じるためには、当該物質の危険有害性、具体的な対策などの情報が不可欠であり、譲渡提供の際のラベル表示及びSDS交付はその情報入手のための重要な手段であること。
 - ・ ラベル表示・SDS交付義務対象物質は、GHS分類で危険有害性を有する全ての物質というのがGHSの考え方（EUや米国はこの考え方を導入）であるが、安衛法では対象物質を個々に指定する仕組みとなっており、現在、対象は673物質（発がん性2 B以上は約300物質）に限定されていること。また、SDS交付義務対象物質は、ばく露限界値が示されている物質に限ることとしていること。
 - ・ 現在のSDS交付義務対象物質では、「IARC2B以上の発がん性物質」のうち約200物質が対象となっていないなど、多くの重篤な遅発性の健康障害のおそれのある物質が対象とされていないこと。
 - ・ 化学物質の急性毒性を原因とする休業4日以上の死傷災害の3～5割が、SDS交付義務対象物質以外の物質で発生していること。
 - ・ 義務対象でない物質も含めて、全ての化学物質についてラベル表示・SDS交付を行っている事業者の割合は6～7割にとどまっており、義務対象となっていない物質について表示・交付しない理由のうち、「（法律の）義務対象となっていないため」との回答が、ラベルで55.7%（最多）、SDSで35.8%となっていること。
 - ・ 国は、事業者情報を追記すればそのままラベル・SDSとして使用可能な「モデルラベル・SDS」を作成・更新・公表しており、これまでに3,014物質について公表するなど、事業者の負担を軽減するため対応が行われていること。

【ラベル表示・SDS交付の充実】

- ラベル表示・SDS交付義務対象物質を拡大する場合、企業側の負担、フィージビリティ等も勘案し、その対象や優先順位として、以下の方針としてはどうか。

（優先順位の考え方）※以下のものから優先して義務対象とする

- ・ 有害性（皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性、急性毒性（経皮/吸入）、発がん性、生殖毒性、生殖細胞変異原性、呼吸器感作性、特定標的毒性（単回ばく露/反復ばく露）、誤えん有害性）について、以下のいずれかの方針とする。【別紙参照】
 - ① 有害性の種類による優先順位は付けず、いずれの有害性の種類であっても、高い区分の有害性があるものは対象とする
 - ② 有害性のうち、特に重篤な健康障害を起こしうる種類のものであって、高い区分の有害性があるものから優先して対象とする（この場合、優先すべき有害性は何か）
- ・ これまでに労働災害を発生させた化学物質を対象とする。
- ・ 日本国内での輸入量、生産量が多いものを対象とする。

（対象の考え方）

- ・ 国がモデルラベル・SDSを作成している物質を対象とする。
- ・ モデルラベル・SDSがない場合は、まずは国においてモデルラベル・SDSを作成・公表した上で対象に追加する（国のモデルラベル・SDS作成は、上記優先順位の考え方も踏まえて、計画的に行うこととする）。

- 義務となっている物質以外の物質であっても、危険性・有害性区分がある物質については、ラベル表示・SDS交付が努力義務となっていることの周知をさらに促進し、化学物質を流通させるときはラベル表示・SDS交付を行うことが基本であるという考え方を、行政、業界、労働組合が協力して広めることとしてはどうか。

<別紙> 有害性の種類ごとの区分の概要

有害性の種類	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5
急性毒性	飲み込む／皮膚に接触／吸入すると生命に危険		飲み込む／皮膚に接触／吸入すると有毒		飲み込む／皮膚に接触／吸入すると有毒のおそれ
皮膚腐食性／刺激性	重篤な皮膚の薬傷／眼の損傷	皮膚刺激	軽度の皮膚刺激	—	—
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	重篤な眼の損傷	強い眼刺激	眼刺激	—	—
呼吸器感作性	吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ	—	—	—	—
皮膚感作性	アレルギー性皮膚炎を起こすおそれ	—	—	—	—
生殖細胞変異原性	遺伝性疾患のおそれ	遺伝性疾患のおそれの疑い	—	—	—
発がん性	発がんのおそれ	発がんのおそれの疑い	—	—	—
生殖毒性	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ	生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い	—	—	—
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	臓器の障害	臓器の障害のおそれ	呼吸器への刺激のおそれ／眠気又はめまいのおそれ	—	—
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	長期にわたる／反復ばく露による臓器の障害	長期にわたる／反復ばく露による臓器の障害のおそれ	—	—	—
誤えん有害性	飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ	飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ	—	—	—

【ラベル表示・SDS交付の充実】

2 ラベル・SDSの記載内容

- ラベル表示について、絵表示だけではラベルの内容が十分に理解されていないことも踏まえ、ラベル教育の強化に加えて、例えば絵表示ごとに、危険性・有害性の種類（漢字）と区分の表示を求めることとしてはどうか。
- SDSに記載すべき項目として、「推奨用途と使用上の制限」を追加してはどうか。また、SDSに記載のない用途で使用する場合には、ユーザーはその情報をメーカーに伝えなければならないこととし、メーカーはその情報をSDSに反映し、必要な改訂を行わなければならないこととしてはどうか。
- SDSの記載内容について、定期的に危険性・有害性に関する情報が更新されていないか確認しなければならないこととし、更新されている場合はSDSを再交付しなければならないこととしてはどうか。
- SDSの記載内容が化学物質に関する専門的知識がない事業者や小規模・零細事業場の事業者には理解することが困難という声も踏まえ、SDS情報伝達の補助資料として、特に留意すべき事項（危険有害性の概要、取扱い及び保管上の注意、ばく露防止及び保護措置など）を簡潔にまとめた概要を添付することとしてはどうか。また、情報を関係労働者にまで確実に伝達するため、その概要を事業場内に掲示することとしてはどうか。
- 混合物については、原則として混合物としてのSDSを作成し、交付しなければならないこととしてはどうか。この際、国等が混合物のSDS作成支援を行うこととしてはどうか。

3 SDSの交付の方法

- SDSの交付の手段として、譲渡・提供先に文書で交付する方法に代え、インターネット上で広く公表する方法でもよいこととしてはどうか。この際、例えば容器にQRコードを印字するなどして、容易にSDSの内容を確認することができるようにしてはどうか。
- 危険有害性情報について、クラウド等でデジタル情報として最新情報を共有・活用できるようなプラットフォームづくりを進めてはどうか。その場合、どのような主体がどのような形で運営することが考えられるか。

【事業場内での取組】

1 自社の労働者に関する取組

- 危険性・有害性のある物質を取り扱う作業に従事する労働者に対して、初めて作業に従事させる時、作業方法を変える時、ラベルの内容に変更があった時には、ラベルの内容、作業上の注意点等について教育しなければならないこととしてはどうか。
- SDSに基づいて行うリスクアセスメントには、作業に従事する労働者を参画させなければならないこととしてはどうか。
- 購入した化学物質を他の容器に入れ替える時又は自ら製造した化学物質を容器に入れるときは、その容器にもラベル表示を行わなければならないこととしてはどうか。

2 外部委託を行う場合の取組

- 化学物質を取り扱う作業を外部に委託する場合（設備の改修、清掃等を請負業者に委託する場合など）は、例えばその設備で取り扱っていた化学物質の危険性・有害性や取扱い上の注意に関する情報などを、委託先に伝達しなければならないこととしてはどうか
（現行法令では、危険物又は大量漏えいで急性中毒を起こす物質を取り扱う設備に限定されているのを、例えばSDS交付が義務づけられている物質に拡大してはどうか）
※委託先に取り扱う化学物質の危険有害情報が十分に伝わっていなかったことによる災害が発生
- 化学物質を廃棄物として廃棄物処理業者に処理を委託する場合などに、当該廃棄物に含まれる化学物質の危険性・有害性等の情報の伝達はどのように行うべきか
※廃棄物に含まれる物質の危険有害情報が十分に伝わっていなかったことによる災害が発生

【参考】廃棄物に関する災害事例

災害の概要と原因（推定）	不足していたと思われる情報
焼却の前処理工程で、汚泥（高分子吸収体の不良品）を生石灰と混合・攪拌したところ、爆発により死傷事故が発生。 高分子吸収体に含まれていたシクロヘキサンが、生石灰との混合による温度上昇で揮発し、重機のエンジン火花が点火源となり爆発したものと推定される。	汚泥（高分子吸収体）にシクロヘキサンが含まれているという情報
セメント原料化の前処理工程で汚泥（廃吸着剤）に注水（失活処理）したところ硫化水素が発生し、作業者が意識を喪失。 排煙脱硫に使われ硫化水素が吸着していた廃吸着剤に注水したことにより、硫化水素が水に溶解し、さらに水温上昇・沸騰によりガス化したものと推定される。	汚泥（廃吸着剤）が硫化水素を含む、又は排煙脱硫に使用されていたという情報
処理施設内の2槽の廃液を汲み上げ地下ピットへ移し替える作業中、有毒ガスが発生し作業員が死亡。 汚泥に由来するアルミ金属粉がアルカリ性廃液と反応し、発生した水素が廃液中の砒素化合物を還元してアルシingasが発生したものと推定される。	汚泥にアルミ金属粉が含まれているという情報
廃油と汚泥（アルミ金属粉含む）の混合・調整工程で発生した水素により爆発火災が生じ、工場建屋がほぼ全焼。 当該廃油は、契約時サンプルと異なりアミン系溶剤を含み強アルカリ性だったため、汚泥中のアルミ金属粉と反応して水素ガスが発生したものと推定される。	廃油にアミン系溶剤を含み強アルカリ性となる場合があるという情報
廃酸（実験廃液）をタンクへ移液したところ、タンク内の廃液が突沸・溢出し、建屋内を汚損。 当該廃酸には容器のラベル表示に記載のない過酸化水素が含まれていたため、他の廃液との混合により突沸が生じたものと推定される。	廃酸（実験廃液）に過酸化水素が含まれているという情報
汚泥を焼却施設ピットに投入したところ、化学反応により発火しピットが破損。 当該汚泥に含まれていた金属粉（物質名、混入過程不明）がピット内の水分と反応して発火したものと推定される。	発火のおそれのある金属粉（物質名、混入過程不明）が含まれるという情報